

## 鹿児島工業高等専門学校キャンパス情報ネットワークシステム利用規則

### (目的)

第1条 この規則は、鹿児島工業高等専門学校グローバル・アクティブラーニングセンター規則及び鹿児島工業高等専門学校サイバーセキュリティ管理規程、同推進規程、同教職員規程並びに同利用者規程に基づき、鹿児島工業高等専門学校（以下「本校」という。）のグローバル・アクティブラーニングセンター（以下「センター」という。）が管理するキャンパス情報ネットワークシステム等の適正かつ円滑な利用を確保することを目的とする。

### (定義)

第2条 この規則において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

#### (1) キャンパス情報ネットワークシステム

本校において、センターが管理する学内の情報通信ネットワーク及びこれに接続される情報システムをいう。

#### (2) 利用者

キャンパス情報ネットワークシステムを利用する者であって、本校の教職員及び学生並びに、センター長が本校の教育、研究又は校務の遂行上必要と認め、かつ適正な利用が見込まれると判断した学外者をいう。ただし、学外者の内、センター長の判断のみで利用者とできるのは以下のいずれかに該当する者に限る。

- 一 新任予定者、退任直後の者その他の本校の教職員に準じた扱いが必要な者
- 二 入学予定者、卒業直後の者その他の本校の学生に準じた扱いが必要な者
- 三 情報システムの設置、保守その他の本校が委託する作業を行う者
- 四 公開講座、一日体験入学その他の本校が開催する事業に参加する者
- 五 学会、会議その他の本校の教職員が職務として開催する事業に参加する者

### (利用の許可)

第3条 キャンパス情報ネットワークシステムの利用の許可は、センター長が行う。

2 センター長は、当該利用が本校の教育、研究又は校務の推進に資するかどうか、及び情報セキュリティの確保その他の観点から適当であるかを総合的に判断して、許可の可否を決定する。

### (例外的利用)

第4条 前条の規定にかかわらず、センター長は、利用の範囲が軽微であり、かつ本校の教育、研究又は校務の円滑な実施に支障がないと認める場合には、利用者を個別に特定することなく、キャンパス情報ネットワークシステムの利用を認めることができる。

2 前項の場合において、センター長は、情報セキュリティの確保、利用目的の達成及び

他の利用に支障を及ぼさないために必要な範囲で、利用期間、利用範囲、接続方法その他必要な条件を付することができる。

#### **(適用範囲)**

第5条 この規則は、利用者がキャンパス情報ネットワークシステムを利用するすべての場合に適用する。

#### **(利用者の遵守事項)**

第6条 利用者は、キャンパス情報ネットワークシステムの利用にあたり、関係法令、高専機構のサイバーセキュリティポリシー及び本校の関係規程を遵守しなければならない。

2 利用者は、センター又は関係する管理者の指示に従い、キャンパス情報ネットワークシステムを適正に利用しなければならない。

#### **(禁止事項)**

第7条 利用者は、キャンパス情報ネットワークシステムを利用して、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 法令又は本校の規則等に違反する行為
- (2) キャンパス情報ネットワークシステムの正常な運用を妨げる行為
- (3) 情報セキュリティを侵害し、又は侵害するおそれのある行為
- (4) 他の利用者に重大な支障又は不利益を与える行為
- (5) 前各号に掲げるもののほか、センターが不相当と認める行為

#### **(利用の制限又は停止)**

第8条 センターは、利用者がこの規則又は関係規程に違反した場合その他キャンパス情報ネットワークシステムの適正な運用に支障が生じるおそれがあると認める場合は、当該利用者に対し、利用の制限又は停止その他必要な措置を講ずることができる。

#### **附 則**

- 1 本規則は、令和8年6月3日から施行し、令和8年4月1日から適用する。
- 2 次に掲げる規則は、廃止する。
  - (1) 鹿児島工業高等専門学校情報教育システムセンター規則
  - (2) 鹿児島工業高等専門学校情報教育システム利用規則